

# 公共下水道・農業集落排水処理施設 使用開始等届出書

(開始・中止・廃止・名義変更)

令和 年 月 日

津山市長 殿

津山市下水道条例第21条又は、津山市農業集落排水処理施設条例第12条の規定により、次のとおり届出ます。

使用 者	住 所	津山市		
	氏 名	Ⓜ	電話	
営業として使用する場合は、業務の種類	飲食店・理髪店・クリーニング・給油所・その他 ( )			
設置 (排除) 場所	津山市			
開始等の年月日	令和 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 開始 (再開) <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 名義変更			
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水併用 <input type="checkbox"/> 井戸水のみ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
使用区分	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 共同用 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
使用人員	人	水道メーター番号		
水道水使用者名				
中止・廃止の理由	<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 長期出張 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
旧所有者 (名変のみ)				
口座振替承諾欄	下水道使用料を水道 (または農排施設使用料を簡易水道) と同じ口座振替で支払うことを承諾します。 口座名義人氏名 Ⓜ			
備 考				

- 注 1) ( )内は○で囲み、□欄は該当事項にレ印を記入して下さい。  
2) 上下水道使用料 (又は、簡易水道使用料及び農排施設使用料) は同時徴収となっている関係から、現在水道使用料を口座振替で支払われている方は、必ず口座振替承諾欄に記入して下さい。  
3) 上下水道とも新たに口座振替を希望される方は、市内金融機関により所定の手続きをして下さい。  
4) アパート、マンション等で水道メーターが戸別に設置されている場合は、それぞれに本書を提出して下さい。